

社会保険

こうち

Tosa Kochi

6

2022



「四万十緑林公園」

高岡郡四万十町の窪川地域にある四万十緑林公園。だれでも・自由に・弾ける「森のピアノ」は自然の中のストリートピアノで大人気！緑豊かな自然公園で窪川四万十会館に併設されています。木々があふれる園内には川が流れ、まるで広い森の中で遊んでいるよう。長さ60メートルのローラースライダーや、自由に遊べる芝生広場、ゴーカート乗り場などがあります。2020年9月に設置されたストリートピアノ「森のピアノ」は町外からも人気を集め、音楽会などが開催されています。

- 日本年金機構からのお知らせ 2～3
 - 協会けんぽからのお知らせ 4～5
 - 社会保険協会からのお知らせ 6
- * 職場の健康づくり「講師派遣」のご案内（中止のお知らせ）
* サンピアシリーズ プール利用の助成事業（中止のお知らせ）
* 事業所が行う手続き一覧

一般財団法人 高知県社会保険協会
〒780-0823 高知市菜園場町1番21号 四国総合ビル6階
TEL 088-855-6612 FAX 088-855-6613
ホームページ <https://kochi-shahokyo.or.jp/>



職場内で回覧を
お願いします。

日本年金機構からのお知らせ

法律改正のご案内

従業員数 500 人以下の事業主のみなさまへ

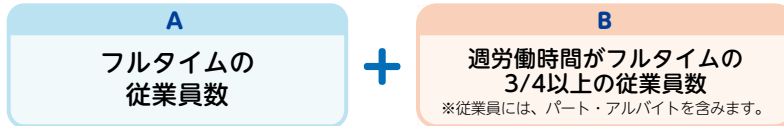
法律改正によりパート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります。



対象となる企業



従業員数は下図の **A** + **B** の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



新たな加入対象者

新たな加入対象者は、右の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

週の所定労働時間が20時間以上

月額賃金が8.8万円以上

2ヶ月を超える雇用の見込みがある

学生ではない

社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が社会保険(厚生年金・健康保険)に加入することにより、社会保険料のご負担が変わりますが、パート・アルバイトの方の保障が充実します。

年金

老後・障害・死亡の保障がさらに充実!

- 1階(基礎年金部分)に加えて2階(報酬比例部分)の上乗せ。
- より軽い障害にも保障範囲が広がります。

医療保険

あんしんの医療保険がもっと充実!

- 傷病手当金 … 病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金 … 産休期間中、給与の2/3相当を支給

社内準備のステップは4つ!

1 加入対象者の把握
Step

2 社内周知
Step

3 従業員とのコミュニケーション
Step

4 書類の作成・届出(オンライン)
Step

まずは、社内の加入対象者を把握しましょう。

社内の加入対象者に周知しましょう。

必要に応じて説明会や個人面談を実施しましょう。

厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届けましょう。

\\ 社会保険のあんしんを働くみんなに! //
適用拡大特設サイト

適用拡大特設サイト▶

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



詳しくは、特定サイトをご覧ください



「適用拡大の手続き」に関するご案内
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/tekiyokakudai.html>



オンライン申請に関するご案内
<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



令和4年4月から年金制度が改正されました!

年金制度改正法（令和2年法律第40号）等の施行により年金制度の一部が改正されました。



繰下げ受給の上限年齢引上げ

- 老齢年金の繰下げの年齢について、上限が70歳から75歳に引き上げられました。また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰下げの上限が5年から10年に引き上げられました。
- 令和4年3月31日時点で、70歳に達していない方（昭和27年4月2日以降生まれの方）または受給権を取得した日から5年経過していない方が対象となります。

繰上げ受給の減額率の見直し

- 繰上げ受給をした場合の減額率が、1月あたり0.5%から0.4%に変更されました。
- 令和4年3月31日時点で、60歳に達していない方（昭和37年4月2日以降生まれの方）が対象となります。

在職老齢年金制度の見直し

- 在職中の老齢厚生年金受給者について、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。令和4年4月から60歳以上65歳未満の方の在職老齢年金について、年金の支給が停止される基準が見直され、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準（28万円から47万円）に緩和されました。

在職定時改定の導入

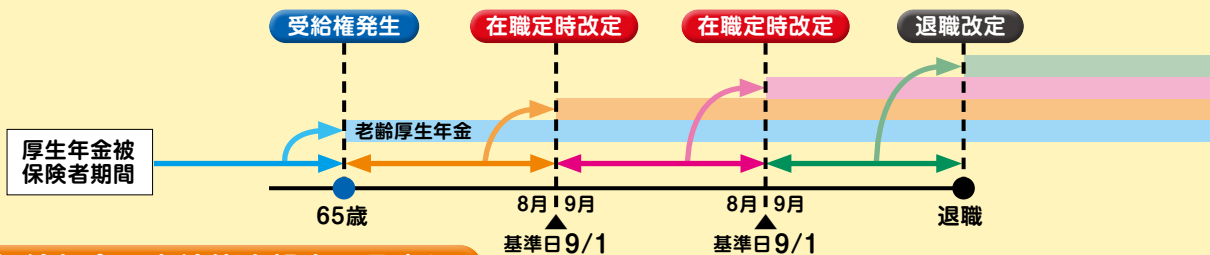
- 在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回定時に改定が行われます。基準日である毎年9月1日に厚生年金保険の被保険者である場合は、翌月10月分の年金から改定されます。

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合、令和4年3月までは、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時（退職時・70歳到達時）にのみ年金額が改定されていました。就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図る観点から、令和4年4月から、**在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度が導入されました。**

在職定時改定のしくみ

- 基準日（毎年9月1日）において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（毎年10月）分の年金から改定されます。令和4年10月分については、65歳到達月から令和4年8月までの厚生年金に加入していた期間も含めて、年金額が改定されます。
- 対象となるのは65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給者です。
→ 65歳未満の方は繰上げ受給をされている方であっても在職定時改定の対象となりません。

在職中であっても、毎年10月に前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映されます。



加給年金の支給停止規定の見直し

- 加給年金の加算対象となる配偶者が、被保険者期間が20年（中高年齢者等の特例に該当する方を含む）以上ある老齢、退職を支給事由とする年金の受給権を有する場合、その支給の有無に関わらず加給年金が支給停止となります。
- 令和4年3月に加給年金の支給がある方については、経過措置が設けられています。

国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え

- 令和4年4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、「基礎年金番号通知書」を発行します。
- 新たに年金制度に加入する方、年金手帳の紛失等により再発行を希望する方には、基礎年金番号通知書を発行いたします。

※ 既に年金手帳をお持ちの方には基礎年金番号通知書の発行は行いません。
※ 年金に関する照会や申請は、マイナンバーもご利用いただけます。

詳しくは、
日本年金機構
ホームページを
ご確認ください。



<https://www.nenkin.go.jp>

お問い合わせ先

高知西年金事務所
南国年金事務所

TEL 088-875-1717
TEL 088-864-1111

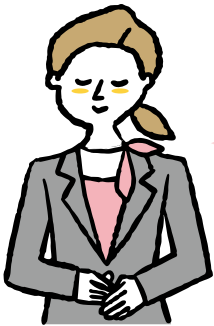
高知東年金事務所
幡多年金事務所

TEL 088-831-4430
TEL 0880-34-1616

協会けんぽからのお知らせ

事業主（社会保険業務ご担当者）の方へ

退職または被扶養者でなくなったときは、必ず保険証を回収していただきますようお願いいたします!



- 保険証を使用できるのは「退職日」「被扶養者でなくなった日の前日」までです。
- 退職や扶養解除により健康保険の資格がなくなったにもかかわらず、保険証を使用するケースが発生しています。誤って保険証を使用された場合は、後日、協会けんぽが負担した医療費を返金していただきますので、ご注意ください。

被保険者(加入者ご本人)が退職等により資格を喪失するとき

- 保険証を使用できるのは「退職日」までです。また、パートやアルバイトの方で、勤務時間や日数が減少し健康保険の資格を喪失する場合も、「退職日の翌日」以降は保険証を使用できません。
- 保険証は退職時に必ずお勤め先へ返却するようお願いください。

例：ご本人が3月20日に退職した場合



被扶養者(加入者ご家族)が就職等により被扶養者の資格を喪失するとき

- 保険証を使用できるのは「被扶養者でなくなった日の前日」までです。被扶養者の方が「就職し、ご自身で健康保険に加入した場合」や「一定の収入を超えた場合」は被扶養者でなくなります。「被扶養者でなくなった日（就職日など）」以降は、保険証を使用できません。
- 保険証は必ず被保険者様のお勤め先へ返却するようお願いください。

例：ご家族が4月1日に就職し、新しい健康保険に加入した場合



ご家族向け特定健診のご案内

年に1度の健診で、ご自身の健康度がチェックできます。
この機会にぜひ、従業員のご家族にお勧めください！

病気の早期発見・早期治療のためにも**特定健診**を受けましょう！

※40～74歳の協会けんぽの被扶養者(ご家族)を対象に、年度(4月～3月)内、1回に限り、特定健診費用の一部を補助しています。

特定健診を受ける流れ

STEP
1

どこで受けるかを定める

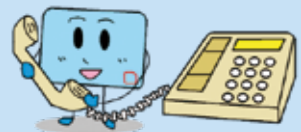
特定健康診査受診券(セット券)をお送りした際に同封している、**実施機関一覧**または協会けんぽ高知支部のホームページをご参照のうえ、希望する健診機関へご予約ください。



STEP
2

予約する

令和4年度の健診費用は、実施機関によって異なります(高知県内は**無料～1,448円**)ので、ご予約の際にご確認ください。健診の内容は同じです。



STEP
3

受診する

健診当日は、①**保険証**、②**特定健康診査受診券(セット券)**、③**問診票**、④**前回の健診結果(お持ちの場合のみ)**をご持参ください。



特定健診の内容

問診	健康状態や生活習慣を伺い検査の参考にします。
身体測定	身長・体重から算出したBMIと腹囲により、メタボリックシンドロームを判定する目安にします。
血圧測定	心臓病や脳卒中などのリスクを調べます。
尿検査	糖尿病や腎臓病のリスクを調べます。
血液検査	糖尿病・脂質異常症・肝臓病のリスクを調べます。
診察	視診・触診・聴打診などを行います。

※詳細な健診(心電図検査・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査)は、医師の判断により行います。

お問い合わせ先

保健グループ 088-820-6020(直通)



(一財) 高知県社会保険協会からのお知らせ

サンピアセリーズ プール利用の助成事業 (中止のお知らせ)

サンピアセリーズ屋外レジャープール令和4年の営業につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い中止となりました。

このため、本年度のサンピアセリーズ「プール利用助成」事業を誠に残念ではございますが中止といたしましたのでご案内申し上げます。

健康づくり「講師派遣」事業 (中止のお知らせ)

皆様の職場の研修会や講習会へ管理栄養士・健康運動指導士を派遣いたしておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い本年度の健康づくり「講師派遣」事業は中止といたしましたのでご案内申し上げます。

サンピアセリーズ プール利用の助成事業並びに健康づくり「講師派遣」事業の本年度「中止」につきまして、会員事業所の皆様には、急なご案内となり大変恐縮に存じますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。



事業所が行う手続き一覧

	届書等	お問い合わせ先(送付先)
健康保険・ 厚生年金保険関係	資格取得届	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知西年金事務所 ☎ 088-875-1717 ● 高知東年金事務所 ☎ 088-831-4430 ● 南国 年金事務所 ☎ 088-864-1111 ● 幡多 年金事務所 ☎ 0880-34-1616 <p style="text-align: center;">送付先</p> 〒760-8524 高松市番町2-16-3 フソウ番町ビル 日本年金機構 高松広域事務センター
	被扶養者異動届(第3号被保険者取得届)	
	被保険者資格証明書	
	氏名変更届	
	産前産後休業取得者申出書	
	育児休業取得者申出書	
	資格喪失届	
	算定基礎届	
	月額変更届	
	産前産後休業終了時報酬月額変更届	
	育児休業等終了時報酬月額変更届	
	賞与支払届	
	住所変更届	
	資格喪失届・70歳以上被用者該当届	
資格喪失届・70歳以上被用者不該当届		
70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届		
養育期間標準報酬月額特例申出書		
雇用保険関係	資格取得届	事業所管轄のハローワーク
	氏名変更届	
	資格喪失届	
	離職証明書	
	休業開始時賃金証明書	
	高年齢雇用継続給付金支給申請書	
	育児休業給付金支給申請書	
	介護休業給付金支給申請書	